

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金調定システム	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道部上下水道総務課会計庶務係	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道料金調定及び徴収のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4取引状況、5公的扶助の受給の有無、6児童扶養手当支給受給、7振込先金融機関・預金種目・口座番号・口座名義人、8水道水栓番号、9水道使用開始日及び中止日、10水道使用料、11上下水道料金、12賃貸借契約日、13収納状況、14勤務先、15家庭状況	
記録範囲	水道使用者（1～4、7～14）水道料金猶予分納相談者（15）水道料金減額申請者（5・6）	
記録情報の収集方法	本人からの届出、申請及び相談により収集（1～4、7～15） 生活援護課より収集（5） こども未来課より収集（6）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察署（1・2・4・8～11・13）入国管理局（1～4・9）国税局（1・2・7～11）市町村税務担当課（1～4）都道府県税事務所（1・2・4・11）東京都水道局（1・2・9）検察庁（1・2・4・8～11）労働基準監督署（1・2・4・8～11・13）日本年金機構（1・2・4・7・9～11）裁判所（1・2・4・7・9）税関（1・2・4・9～11）弁護士会（1～4・7・9～11）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係	
	（所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務 <u>市独自事務</u> ※どちらかに○をしてください。	